

船橋市中心身障害者扶養年金制度事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 千葉県心身障害者扶養年金条例（昭和45年千葉県条例第16号。以下「県条例」という。）に基づく事務の取扱いについて、県条例、千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則（昭和45年千葉県規則第21号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加入者 県条例第2条第2号に規定する加入者をいう。
- (2) 年金受給権者 県条例第10条第1項の規定により千葉県心身障害者扶養年金（以下「年金」という。）の支給を受けている者をいう。

(掛金の納付)

第3条 県規則第3条第1項の規定による納付は、納付書（別記様式）によるものとする。

(掛金の補助額)

第4条 市長は、県規則第4条第1項の規定により減額した掛金に相当する額を補助するものとする。

- 2 加入者が市内に住所を有しなくなったときは、その日の属する月の翌月から前項に規定する額（以下「補助金」という。）は交付しない。

(補助金の申込み)

第5条 補助金の申込みは、県規則第4条第3項の規定による申請をもってなされたものとみなす。

(補助金の支給)

第6条 補助金は、加入者が掛金を納入したことを確認した日の属する翌月に支給するものとする。ただし、加入者が県規則第4条第1項第1号に該当する場合は、この限りでない。

(年金の支給)

第7条 年金受給権者への年金の支給は、月の末日に行うものとする。ただし、当該末日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、その直前の日曜日等に当たらない日とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月2日から施行する。